

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税及び国民健康保険税の収納に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、市税及び国民健康保険税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和7年5月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	市税及び国民健康保険税の収納に関する事務	
②事務の概要	昭島市(以下「市」という。)は、市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税法(昭和25年法律第266号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。 1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に関する事務を行う。また、納税義務の継承対象者及び第二次納税義務者等に対しては、納税義務の継承等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行う。 2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行う。	
③システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
収滞納管理ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法 第9条1項及び別表24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 当該事務では提供を行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部納税課	
②所属長の役職名	納税課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部納税課 電話番号042-544-5111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部納税課 電話番号042-544-5111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない（入手） ☐ 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務で使用する申請書等にマイナンバーを記載する項目はなく、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、毎年必ずマイナンバー取扱いに関する研修を実施している。アクセス権限の設定は情報管理部門において複数人で確認する等、設定誤りがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－1－② 事務の概要	第2次納税義務者等	第二次納税義務者等	事後	
令和1年6月28日	I－1－③ システムの名称	団体内宛名統合システム	団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月28日	I－5－② 所属長の役職名	納税課長 川尻 卓也	納税課長	事後	
令和1年6月28日	II－1 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II－2 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従事者に対する教育・啓発」までを追加	事後	
令和3年3月31日	I－3 法令上の根拠	1番号法第9条第1項 別表第1の16の項	番号法 第9条1項及び別表24の項	事後	
令和3年3月31日	II－1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月31日	II－2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和7年5月22日	I－1－② 事務の概要	昭島市（以下「市」という。）は、市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。	昭島市（以下「市」という。）は、市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を地方税法（昭和25年法律第266号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。	事前	
令和7年5月22日	I－1－③ システムの名称	1. 収納システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事前	
令和7年5月22日	I－3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	番号法 第9条1項及び別表24の項	事前	
令和7年5月22日	I－4－① 実施の有無	未定	実施する	事前	
令和7年5月22日	I－4－② 法令上の根拠		（情報提供の根拠） 当該事務では提供を行わない。 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事前	
令和7年5月22日	I－7 請求先	電話番号042-544-5111	電話番号042-544-5111（代表）	事後	
令和7年5月22日	I－8 連絡先	電話番号042-544-5111	電話番号042-544-5111（代表）	事後	
令和7年5月22日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月22日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月22日	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[] 接続しない（入手）	事前	
令和7年5月22日	IV－6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年5月22日	IV－8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更により項目追加
令和7年5月22日	IV－8 判断の根拠		事務で使用する申請書等にマイナンバーを記載する項目はなく、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、毎年必ずマイナンバー取扱いに関する研修を実施している。 アクセス権限の設定は情報管理部門において複数人で確認する等、設定誤りがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更により項目追加
令和7年5月22日	IV－9 監査	IV－8 監査	IV－9 監査	事後	様式変更により項目番号変更
令和7年5月22日	IV－10 従事者に対する教育・啓発	IV－9 従業者に対する教育・啓発	IV－10 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更により項目番号変更
令和7年5月22日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更により項目追加